

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険者証および資格確認書の一斉更新について

■保険証または資格確認書の有効期限満了について

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(木)で満了となるため、7月中にマイナンバーカードまたはマイナ保険証をお持ちかどうかに関わらず、後期高齢者医療制度にご加入されている全ての方に「資格確認書」を送付します。資格確認書は、従来の保険証の代わりとして使用できます。

※マイナ保険証をお持ちの方は資格確認書とマイナ保険証のどちらでも使用できます。

■限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証について

こちらも有効期限が7月31日(木)で満了するため、負担限度を記載した資格確認書を送付します。

今年度より資格確認書と一体化されるため、認定証自体は交付されませんのでご注意ください。

また、過去に「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の交付を受けたことがない方で、限度区分の記載を希望する場合は健康福祉課国保グループ（総合庁舎）または住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）へ申請してください。

※限度区分：医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院したときの食事代などの区分を示すものです。限度区分の詳細は、資格確認書に同封のパンフレットをご覧ください。

■資格確認書について

- ・台紙は黄緑色です。
- ・8月1日(金)より使用できますので、7月31日(木)までは使用しないでください。
- ・有効期限は令和8年7月31日です。
- ・紛失したときや汚れたときは、健康福祉課国保グループ（総合庁舎）または住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）までお申し出ください。
- ・全ての方への交付は、厚生労働省の通知による臨時的な取り扱いによるものですのでご了承ください。
- ・後期高齢者医療制度の詳細については資格確認書に同封のパンフレットをご覧ください。
- ・有効期限が「令和7年7月31日」と記載されている保険者証などは8月1日(金)以降にハサミなどで裁断し破棄してください。
- ・マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。マイナ保険証を医療機関などの機器へかざすことで、保険証の代わりとなります。

問合せ 健康福祉課国保グループ ☎ ㊟ 7072

ポイントあびらからのお知らせ

■7月の毎週木曜日は4倍セール！

この機会にたくさんポイントを貯めて、お得に買い物をしましょう！

ポイントあびらの情報は
こちらから発信しています



Facebook



Instagram

問合せ ポイントあびら 早来本所 ☎ ㊟ 2789 (安平町商工会早来本所)
追分支所 ☎ ㊟ 2154 (安平町商工会追分支所)